

厚生労働省発食安第1128001号
平成17年11月28日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について。(回答)

標記について、平成17年4月28日付け府食第450号により貴職から提出の
あった意見に関し、別添のとおり回答する。

(別添)

1. について

(1) これまで暫定基準（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、厚生労働大臣が暫定的に定めることとしている農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の当該食品に残留する量の限度をいう。）案を示してきた農薬等について再点検を行い、参考とする国際基準等に関する最新の情報を確認し、暫定基準を設定すべき758農薬等を確定させた。

(2) また、これまで暫定基準案を示してきた農薬等のうち、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関で一日許容摂取量（ADI）が設定できないとされた物質に関し再点検を行い、国内外での登録等の状況を確認し、以下のとおり整理した。

① 国内で現在農薬取締法等により登録等が行われており使用が認められている場合又はリスク評価に関する資料が提供される場合、優先的に食品安全委員会に食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の依頼を行うこととし、当該農薬等に係る暫定基準を設定することとした。該当する農薬等は以下のとおりである。

アレスリン、オキシリニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシン

② 農薬等として使用されていないと考えられる場合等については、当該農薬等に暫定基準を設定しないこととした。該当する農薬等は、以下のとおりである。

BHC（リンデン(γ-BHC)は除く。)、DNOC、グアザチン

③ ①及び②以外の農薬等については、暫定基準を「不検出」とすることとした。該当する農薬等は、以下のとおりである。

クマホス、プロファム、ジエチルスチルベストロール（DES）

2. について

(1) 食品安全委員会に優先的にリスク評価を依頼する農薬等（優先評価物質）についての考え方は、以下のとおりとする。

優先評価物質は、

① JMPRやJECFA等の国際リスク評価機関でADIが設定できないと評価されたもの、

② マーケットバスケット調査の結果、我が国の食生活を通じた1日当たりの摂取量が比較的多いと推定されるもの、

③ 発がん性等新たに重要な毒性知見が得られたもの、

- ④ 上記に準ずるもの
のいずれかに該当するものとする。

(2) 暫定基準を設定した農薬等の食品影響評価依頼計画は別紙1のとおりとする。

3. について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」について、今回65物質を指定したところであるが、これら物質ごとの指定の根拠は別紙2のとおりである。

今後、新たに指定される物質についてもその根拠は明確に示すこととしている。

4. について

(1) これまでに残留基準を設定した283農薬等については、個別に分析法（既存分析法）を示しているところである。厚生労働省では、ポジティブリスト制度の導入に向け、暫定基準を設定した農薬等について新たな分析法の検討を行ってきたところであり、現時点において一部の既存分析法がある農薬等も含め383農薬等の分析法を開発した。これらを合わせ、暫定基準値等の告示の公布の段階で、529農薬等（既存分析法がある農薬等の重複を除く。）の分析法を整備した。なお、各分析法は、「不検出」の基準を設定した15農薬等については厚生労働省告示により、それ以外の農薬等で今回新たに分析法を開発したものについては通知により示すこととしている。

現段階において、暫定基準を設定した全ての農薬等に関する分析法を改正法の施行までに策定するのは困難な見込みであるが、分析法については告示の公布後も引き続きその策定に努めるとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立についても検討することとしている。また、これら検討状況については、随時取りまとめ公表する。

(2) 輸出国等の諸外国で使用される農薬等の情報については、これまで収集したものについて、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載し広く情報提供しているところである。

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html>)

今後とも各国の在京大使館を通じ調査を行い、その充実を図ることとしている。

5. について

本制度の導入に当たり、これまで3回にわたり国民に対し意見募集を行ってきたところである。

また、平成17年4月に公表した平成17年度リスクコミュニケーション事業運営計画において、「輸入食品の安全対策と残留農薬等のポジティブリスト制度

の導入」を基本テーマとして全国8カ所で意見交換会の開催を予定しており、これまでに福島県、愛知県、千葉県、山口県、北海道において開催した。

このほか、食品関係団体や消費者団体等が開催する本制度に関する勉強会やセミナー等に積極的に参加し(本年4月から約30回)、本制度の周知に努めているところである。

(意見募集の実施状況)

平成15年10月28日～平成16年1月27日	226件
平成16年8月20日～平成16年11月30日	114件
平成17年6月3日～平成17年8月25日	139件

*件数は、意見の数ではなく意見の提出のあった個人、団体の数。

(厚生労働省主催の意見交換会の開催状況)

平成17年6月24日	福島県	200名
8月24日	愛知県	313名
9月9日	千葉県	260名
10月11日	山口県	160名
11月2日	北海道	211名

このほか、農林水産省主催の意見交換会(10月5日:熊本県、110名)にも参加している。

6. について

貴委員会に対し、これまでパブリックコメントの募集やWTO通報等の各段階で、その時点における本制度の検討状況等について報告してきたところであるが、今後も適時報告を行う。

(別紙1)

暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画

1. 食品健康影響評価の対象物質の区分

食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の対象とする農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）については、優先的にリスク評価を依頼する農薬等（優先評価物質）とそれ以外の農薬等（優先評価物質以外の物質）に分けて、それぞれ計画的に食品安全委員会にリスク評価を依頼する。

(1) 優先評価物質

優先評価物質は、

- ① JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関で一日許容摂取量（ADI）が設定できないと評価されたもの、
- ② マーケットバスケット調査の結果、我が国の食生活を通じた1日あたりの摂取量が比較的多いと推定されるもの、
- ③ 発がん性等新たな重要な毒性知見の得られたもの、
- ④ 上記に準ずるもの

のいずれかに該当するものとする。

これらの物質については、専門家による検討を踏まえ選定することとしているが、現時点において、①に該当する物質として、アレスリン、オキシリニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシンの5物質が考えられる。

また、これらの物質については、毒性試験成績などのリスク評価に必要な資料をもって食品安全委員会にリスク評価を依頼する。

(2) 優先評価物質以外の物質

優先評価物質以外の物質については、可能な範囲で毒性試験成績などのリスク評価に必要な資料を収集し、食品安全委員会にリスク評価を依頼する。

2. リスク評価の依頼

- (1) 優先評価物質及び優先物質以外の物質等（計：758農薬等）について、平成18年度から5年間を目途に各年度約150農薬等についてリスク評価の依頼を行う。
- (2) 各年度毎にリスク評価を依頼する予定の農薬等については、円滑なリスク評価の実施に配慮し、原則としてその年度の開始前までに食品安全委員会事務局に当該予定を作成、提出する。
- (3) リスク評価の依頼は、上記のとおり、食品安全委員会事務局にリスク評価の依頼の予定を提出した農薬等について、それぞれ資料の収集ができたものから随時行う。

(758物質の用途別の内訳)

農薬	516
動物用医薬品	192
飼料添加物	3
農薬及び動物用医薬品	31
動物用医薬品及び飼料添加物	15
農薬及び飼料添加物	1

3. リスク評価に必要な資料の入手に関する具体的方法

リスク評価に必要な毒性試験成績等の資料の収集は、以下の方法により行う。

- (1) 国内で登録されている農薬（約350品目）、動物用医薬品等（約50品目）
農林水産省、関係機関等にリスク評価等に必要な資料の収集及びその提供について協力を要請する（農林水産省にあっては食品衛生法第12条に基づき、行う。）。

- (2) 海外で使用されている物質

暫定基準を設定した際に参考とした国（米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、EU）等に対し、リスク評価等に必要な資料等の収集及びその提供について協力を要請する。

なお、リスク評価等に必要な資料等が提出されない物質、使用実態がないことが判明した物質については、暫定基準の削除を含めた対応について検討する。

(別紙2)

食品衛生法第11条第3項に定める対象外物質について

- 1 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」（以下「対象外物質」という。）について、別表のとおり65物質を指定した。
- 2 対象外物質の選定は、農畜水産物の生産時に農薬、動物用医薬品又は飼料添加物（以下「農薬等」という。）として使用された結果、食品に当該農薬等及びこれらが化学的に変化して生成したものが残留した場合について基本的に以下の考えに基づき判断したものである。
 - ① 農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物質
 - ② 我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのない物質
 - ③ 海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていない物質

なお、別表の指定根拠の欄には、それぞれ該当する根拠として上記①～③の番号を記載している。
- 3 今後、これらすべての物質を対象として、国際機関や国内外の政府のリスク評価結果及びその他の安全性に関する資料を収集することとしている。

(別表)

食品衛生法第11条第3項に定める対象外物質一覧

番号	物質名	用途	選定根拠	備考
1	亜鉛	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
2	アザジラクチン	農薬	①	米国環境保護庁の評価で毒性は極めて低いとされている。
3	アスコルビン酸	飼料添加物	①	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
4	アスタキサンチン	飼料添加物	①	食品安全基本法第11条に基づく食品健康影響評価でADIの設定が不要とされた。
5	アスパラギン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	アミノ酸である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
6	β -アポ-8'-カロテン酸エチルエステル	飼料添加物	①	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用が認められている。
7	アラニン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	アミノ酸である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。食品衛生法において食品添加物として指定されている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
8	アリシン	飼料添加物	①	ネギ、ニラ等食用とされる植物の天然成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
9	アルギニン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	アミノ酸である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量、規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
10	アンモニウム	動物用医薬品	③	EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
11	硫黄	農薬	①	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
12	イノシトール	動物用医薬品	① ③	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
13	塩素	農薬	①	水道水の殺菌等に使用されている。
14	オレイン酸	農薬	①	JECFAにおいて、ADIは特定しないとされている(1988、1998)。
15	カリウム	農薬 飼料添加物	①	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
16	カルシウム	飼料添加物	①	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
17	カルシフェロール	飼料添加物	①	ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
18	β -カロテン	飼料添加物	①	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物に指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
19	クエン酸	飼料添加物	①	食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
20	グリシン	動物用医薬品	① ③	アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物に指定されている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
21	グルタミン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
22	クロレラ抽出物	農薬	①	クロレラ抽出物は食品として流通している。
23	ケイ素	農薬	①	不溶性の鉱物性物質であり、一般的にヒトの体内で吸収されない。
24	ケイソウ土	農薬	①	不溶性の鉱物性物質であり、一般的にヒトの体内で吸収されない。
25	ケイ皮アルデヒド	農薬	①	食用とされる植物に存在する。
26	コバラミン	飼料添加物	①	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている(シアノコバラミン)。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
27	コリン	農薬 飼料添加物	①	ビタミン成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
28	シイタケ菌糸体抽出物	農薬	①	食用の植物由来の成分である。

29	重曹	特定農薬	②	農薬取締法において特定農薬として指定されている。
30	酒石酸	飼料添加物	①	食品衛生法において食品添加物として指定されている。
31	セリン	動物用医薬品	① ③	アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
32	セレン	動物用医薬品	①	ミネラル成分である。
33	ソルビン酸	農薬	①	食品衛生法において食品添加物として指定されている。
34	チアミン	飼料添加物	①	ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。食品衛生法において食品添加物として指定されている(チアミン塩)。
35	テロシン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
36	鉄	農薬 動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
37	銅	農薬 動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
38	βガラシ色素	飼料添加物	①	食用の植物由来の成分である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。
39	トコフェロール	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
40	ナイアシン	動物用医薬品・飼料添加物	①	ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
41	ニームオイル	農薬	①	米国環境保護庁の評価で、毒性は極めて低いとされている。
42	乳酸	農薬 動物用医薬品・飼料添加物	① ③	食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
43	尿素	農薬	①	生体内成分である。
44	パラフィン	農薬	①	食品衛生法においてパラフィンワックス等が食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。
45	バリウム	動物用医薬品	①	ミネラル成分である。
46	リン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
47	パントテン酸	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
48	ビオチン	飼料添加物	①	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
49	ヒステジン	動物用医薬品	① ③	アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
50	ヒドロキシプロピルデンプン	農薬	①	JECFAにおいてADIの設定は特定しないと評価されている(1982年)。
51	ピリドキシン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ピリドキ酸塩が食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
52	プロピレングリコール	農薬	①	食品衛生法において食品添加物として指定されている。
53	マグネシウム	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
54	マシン油	農薬	②	天然に存在する石油を原料に高度に精製されたものであり、農薬取締法に基づき登録されているが、登録残留基準が設定されていない。
55	マリーゴールド色素	飼料添加物	①	食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。
56	ミネラルオイル	農薬	①	我が国では農薬としての登録はないが、マシン油の類似物質として指定。

57	メチオニン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいても残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
58	メナジオン	飼料添加物	①	ビタミンである。
59	葉酸	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
60	ヨウ素	飼料添加物	①	ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。
61	リボフラビン	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
62	レシチン	農薬	①	食品衛生法において食品添加物として指定されている。
63	レチノール	動物用医薬品・飼料添加物	① ③	ビタミンである。食品衛生法において「ビタミンA」で食品添加物に指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
64	ロイシン	動物用医薬品	①	アミノ酸である。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。
65	ワックス	農薬	①	食品衛生法においてパラフィンワックス等が食品添加物（既存添加物）として使用が認められている。

暫定基準を設定する農業等に係る告示案と最終案との関係

平成17年11月17日

連番	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
1	1	[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン	1	[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン	
2	2	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	2	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	
3	3	1-ナフタレン酢酸	3	1-ナフタレン酢酸	
4	4	2-(1-ナフチル)アセタミド	4	2-(1-ナフチル)アセタミド	
5	5	2,2-DPA	5	2,2-DPA	
6	6	2,4-D	6	2,4-D	
7	7	2,4-DB	7	2,4-DB	
8	8	2,6-ジフルオロ安息香酸	8	2,6-ジフルオロ安息香酸	
9	9	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール	9	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール	
10	10	4-アミノピリジン	10	4-アミノピリジン	
11	11	4-クロロフェノキシ酢酸	11	4-クロロフェノキシ酢酸	
12	11-1	5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	11-1	5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	
13	12	DBEDC	12	DBEDC	
14	13	DDT	13	DDT	
15	14	EPTC	14	EPTC	
16	15	MCPA	15	MCPA	
17	16	MCPB	16	MCPB	
18	17	ODB	17	ODB	
19	18	Sec-ブチルアミン	18	Sec-ブチルアミン	
20	19	TCMTB	19	TCMTB	
21	20	XMC	20	XMC	
22	21	アイオキシニル	21	アイオキシニル	
23	22	アクリナトリン	22	アクリナトリン	
24	23	アクロミド	23	アクロミド	
25	24	アザコナゾール	24	アザコナゾール	
26	25	アザフェニジン	25	アザフェニジン	
27	26	アザペロン	26	アザペロン	
28	27	アザメチホス	27	アザメチホス	
29	28	アシフルオルフェン	28	アシフルオルフェン	
30	29	アシベンゾラル-S-メチル	29	アシベンゾラル-S-メチル	
31	30	アジムスルフロ	30	アジムスルフロ	
32	31	アシュラム	31	アシュラム	
33	32	アジンホスメチル	32	アジンホスメチル	
34	33	アスポキシリン	33	アスポキシリン	
35	34	アセキノシル	34	アセキノシル	
36	35	アセタミプリド	35	アセタミプリド	
37	36	アセトクロール	36	アセトクロール	
38	37	アセフェート	37	アセフェート	
39	38	アゾキシストロピン	38	アゾキシストロピン	
40	39	アトラジン	39	アトラジン	
41	40	アニラジン	40	アニラジン	
42	41	アニロホス	41	アニロホス	
43	42	アバメクチン	42	アバメクチン	
44	43	アピラマイシン	43	アピラマイシン	
45	44	アブラマイシン	44	アブラマイシン	
46	45	アボバルシン	45	アボバルシン	
47	46	アミトラス	46	アミトラス	
48	47	アミノエトキシビニルグリシン	47	アミノエトキシビニルグリシン	
49	48	アメトリン	48	アメトリン	
50	49	アモキシシリン	49	アモキシシリン	
51	50	アラクロー	50	アラクロー	
52	51	アラニカルブ	51	アラニカルブ	
53	52	アラマイト	52	アラマイト	
54	53	アリドクロー	53	アリドクロー	
55	54	アルジカルブ	54	アルジカルブ	
56	55	アルドキシカルブ	55	アルドキシカルブ	
57	56	アルトレノゲスト	56	アルトレノゲスト	
58	57	アレスリン	57	アレスリン	
58	58	削除	58	アロキシジム	参考とした基準が廃止されたことにより削除
59	59	アンピシリン	59	アンピシリン	
60	60	アンブロリウム	60	アンブロリウム	
61	61	イオドスルフロメチル	61	イオドスルフロメチル	
62	62	イサゾホス	62	イサゾホス	
63	63	イソウロン	63	イソウロン	
64	64	イソイゲノール	64	イソイゲノール	
65	65	イソキサジフェンエチル	65	イソキサジフェンエチル	
66	66	イソキサチオン	66	イソキサチオン	
67	67	イソキサフルトール	67	イソキサフルトール	
68	68	イソシアヌル酸	68	イソシアヌル酸	
69	69	イソシニコメロン酸ニプロピル	69	イソシニコメロン酸ニプロピル	
70	70	イソフェンホス	70	イソフェンホス	
71	71	イソプロチオラン	71	イソプロチオラン	

連番号	No.	品目名	連番号	No.	品目名	理由
72	72	イソメタミジウム	72	72	イソメタミジウム	
73	73	イブロシオン	73	73	イブロシオン	
74	74	イブロバリカルブ	74	74	イブロバリカルブ	
75	75	イブロベンホス	75	75	イブロベンホス	
76	76	イベルメクテン	76	76	イベルメクテン	
77	77	イマザキン	77	77	イマザキン	
78	78	イマザピックアンモニウム塩	78	78	イマザピックアンモニウム塩	
79	79	イマザピル	79	79	イマザピル	
80	80	イマザメタベンズメチルエステル	80	80	イマザメタベンズメチルエステル	
81	81	イマザモックスアンモニウム塩	81	81	イマザモックスアンモニウム塩	
82	82	イマザリル	82	82	イマザリル	
83	83	イマゼタピルアンモニウム塩	83	83	イマゼタピルアンモニウム塩	
84	84	イミダクロプリド	84	84	イミダクロプリド	
85	85	イミドカルブ	85	85	イミドカルブ	
86	86	イミノクタジン	86	86	イミノクタジン	
87	87	イミベンコナゾール	87	87	イミベンコナゾール	
88	88	インドキサカルブ	88	88	インドキサカルブ	
89	89	ウニコナゾールP	89	89	ウニコナゾールP	
90	90	エタメツルフロシメチル	90	90	エタメツルフロシメチル	
91	91	エタルフルラリン	91	91	エタルフルラリン	
92	92	エチオン	92	92	エチオン	
93	93	エチクロゼート	93	93	エチクロゼート	
94	94	エチプロストントロメタミン	94	94	エチプロストントロメタミン	
95	95	エテホン	95	95	エテホン	
96	96	エトキサゾール	96	96	エトキサゾール	
97	97	エトキシキン	97	97	エトキシキン	
98	98	エトキシスルフロシ	98	98	エトキシスルフロシ	
99	99	エトバベート	99	99	エトバベート	
100	100	エトフェンブロックス	100	100	エトフェンブロックス	
101	101	エトフメセート	101	101	エトフメセート	
102	102	エトプロホス	102	102	エトプロホス	
103	103	エトリジアゾール	103	103	エトリジアゾール	
104	104	エプリノメクテン	104	104	エプリノメクテン	
105	105	エフロマイシン	105	105	エフロマイシン	
106	106	エボキシコナゾール	106	106	エボキシコナゾール	
107	107	エマメクテン安息香酸塩	107	107	エマメクテン安息香酸塩	
108	108	エリスロマイシン	108	108	エリスロマイシン	
109	109	塩化ジデシルジメチルアンモニウ	109	109	塩化ジデシルジメチルアンモニウ	
110	110	塩酸ホルメタネート	110	110	塩酸ホルメタネート	
111	111	塩酸メセルベイト	111	111	塩酸メセルベイト	
112	112	エンドスルファン	112	112	エンドスルファン	
113	113	エンドタール	113	113	エンドタール	
114	114	エンドリン	114	114	エンドリン	
115	115	エンラマイシン	115	115	エンラマイシン	
116	116	エンロフロキサシン	116	116	エンロフロキサシン	
117	117	オイゲノール	117	117	オイゲノール	
118	118	オキサジアゾン	118	118	オキサジアゾン	
119	119	オキサジキシル	119	119	オキサジキシル	
120	120	オキサシリン	120	120	オキサシリン	
121	121	オキサミル	121	121	オキサミル	
122	122	オキサベトリニル	122	122	オキサベトリニル	
123	123	オキシカルボキシ	123	123	オキシカルボキシ	
124	124	オキシクロザニド	124	124	オキシクロザニド	
125	125	オキシテトラサイクリン/クロルテ ラサイクリン/テトラサイクリン(和と)	125	125	オキシテトラサイクリン/クロルテ ラサイクリン/テトラサイクリン(和と)	
126	126	オキシデメトシメチル	126	126	オキシデメトシメチル	
127	127	オキシフルオルフェン	127	127	オキシフルオルフェン	
128	128	オキシベンダゾール	128	128	オキシベンダゾール	
129	129	オキシシリン	129	129	オキシシリン	
130	130	オキシソリニック酸	130	130	オキシソリニック酸	
131	131	オフロキサシン	131	131	オフロキサシン	
132	132	オメエート	132	132	オメエート	
133	133	オラキンドックス	133	133	オラキンドックス	
134	134	オリザリン	134	134	オリザリン	
135	135	オルトフェニルフェノール	135	135	オルトフェニルフェノール	
136	136	オルビフロキサシン	136	136	オルビフロキサシン	
137	137	オルメプリム	137	137	オルメプリム	
138	138	オレアンドマイシン	138	138	オレアンドマイシン	
139	139	カスガマイシン	139	139	カスガマイシン	
	140	削除(露骨基準が定められている ものであって、暫定基準を設定しな かった農薬等の一覧へ移行)	140	140	カズサホス	暫定基準として追加すべきものがないことが 判明したため削除
140	141	カナマイシン	141	141	カナマイシン	
141	142	カラゾロール	142	142	カラゾロール	
142	143	カルタップ、ペンシルタップ及びチオ シクラム	143	143	カルタップ、ペンシルタップ及びチオ シクラム	
143	144	カルバリル	144	144	カルバリル	

連番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
144	145	カルフェントラノンエチル	145	カルフェントラノンエチル	
145	146	カルプロフェン	146	カルプロフェン	
146	147	カルベタミド	147	カルベタミド	
147	148	カルベンダジム、ベノミル、チオファ ネート及びチオファネートメチル	148	カルベンダジム、ベノミル及びチオ ファネートメチル	
148	149	カルボキシシ	149	カルボキシシ	
149	150	カルボスルファン	150	カルボスルファン	
150	151	カルボフラン	151	カルボフラン	
151	152	キサロホップエチル	152	キサロホップエチル	
152	153	キシラジ	153	キシラジ	
153	154	キササマイシ	154	キササマイシ	
154	155	キナルホス	155	キナルホス	
155	156	キノキシフェン	156	キノキシフェン	
156	157	キノクラミン	157	キノクラミン	
157	158	キノメチオナート	158	キノメチオナート	
158	159	キャプタン	159	キャプタン	
159	160	キンクロラク	160	キンクロラク	
160	161	キントゼン	161	キントゼン	
161	162	クラブラン酸	162	クラブラン酸	
162	163	グリカルピラミド	163	グリカルピラミド	
163	164	グリホサート	164	グリホサート	
164	165	グルホシネート	165	グルホシネート	
165	166	クレソキシムメチル	166	クレソキシムメチル	
166	167	クレトジ	167	クレトジ	
167	168	クレンブテロール	168	クレンブテロール	
168	169	クロキサシリン	169	クロキサシリン	
169	170	クロキントセツトメキシル	170	クロキントセツトメキシル	
170	171	クロサンデル	171	クロサンデル	
171	172	クロジナホップ酸	172	クロジナホップ酸	
172	173	クロジナホッププロバルギル	173	クロジナホッププロバルギル	
173	174	クロステボル	174	クロステボル	
174	175	クロソリネート	175	クロソリネート	
175	176	クロチアニジン	176	クロチアニジン	
176	177	クロピドール	177	クロピドール	
177	178	クロピラリド	178	クロピラリド	
178	179	クロフェンセツト	179	クロフェンセツト	
179	180	クロフェンテジン	180	クロフェンテジン	
180	181	クロプロップ	181	クロプロップ	
181	182	クロマゾン	182	クロマゾン	
182	183	クロマフェノジド	183	クロマフェノジド	
183	184	クロメプロップ	184	クロメプロップ	
184	185	クロランスラムメチル	185	クロランスラムメチル	
185	186	クロリダゾン	186	クロリダゾン	
186	187	クロリムロンエチル	187	クロリムロンエチル	
187	188	クロルエトキシホス	188	クロルエトキシホス	
188	189	クロルスルフロ	189	クロルスルフロ	
189	190	クロルスロン	190	クロルスロン	
190	191	クロルターールジメチル	191	クロルターールジメチル	
191	192	クロルデン	192	クロルデン	
192	193	クロルピリホス	193	クロルピリホス	
193	194	クロルピリホスメチル	194	クロルピリホスメチル	
194	195	クロルフェナピル	195	クロルフェナピル	
195	196	クロルフェンゾン	196	クロルフェンゾン	
196	197	クロルフェンペンホス	197	クロルフェンペンホス	
197	198	クロルブファム	198	クロルブファム	
198	199	クロルフルアズロン	199	クロルフルアズロン	
199	200	クロルプロファム	200	クロルプロファム	
200	201	クロルヘキシジン	201	クロルヘキシジン	
201	202	クロルベンジド	202	クロルベンジド	
202	203	クロルマジノ	203	クロルマジノ	
203	204	クロルメコト	204	クロルメコト	
204	205	クロロクシロン	205	クロロクシロン	
205	206	クロロタロニル	206	クロロタロニル	
206	207	クロロベンジレート	207	クロロベンジレート	
207	208	クロロネブ	208	クロロネブ	
208	209	ケトプロフェン	209	ケトプロフェン	
209	210	ゲンタマイシ	210	ゲンタマイシ	
210	211	コリスチ	211	コリスチ	
211	212	酢酸イノ昔草酸タイロシ	212	酢酸イノ昔草酸タイロシ	
212	213	酢酸トレンボロ	213	酢酸トレンボロ	
213	214	酢酸メリンゲステロール	214	酢酸メリンゲステロール	
214	215	サラフロキサシ	215	サラフロキサシ	
215	216	サリノマイシ	216	サリノマイシ	
	217	削除	217	酸化アルベンダゾール	No.11-1との重複のため削除
216	218	酸化フェンブタズ	218	酸化フェンブタズ	
217	219	酸化プロドレ	219	酸化プロドレ	
218	220	シアゾファミド	220	シアゾファミド	

連番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
219	221	シアナジン	221	シアナジン	パブリックコメントを検討の結果、残留しないと考えられることから削除
	222	削除	222	シアナミド	
220	223	シアノホス	223	シアノホス	
221	224	ジアフェンチウロン	224	ジアフェンチウロン	
222	225	ジアベリジン	225	ジアベリジン	
223	226	シアン化水素	226	シアン化水素	
224	227	ジウロン	227	ジウロン	
225	228	ジオキサチオン	228	ジオキサチオン	参考とした基準が廃止されたことにより削除
	229	削除	229	ジオフェナン	
226	230	ジカンパ	230	ジカンパ	
227	231	ジクラスリル	231	ジクラスリル	
228	232	シクラニリド	232	シクラニリド	
229	233	シクロエート	233	シクロエート	
230	234	ジクロキサシリン	234	ジクロキサシリン	
231	235	シクロキシジム	235	シクロキシジム	
232	236	ジクロトホス	236	ジクロトホス	
233	237	ジクロスラム	237	ジクロスラム	
234	238	ジクロフェンチオン	238	ジクロフェンチオン	参考とした基準が廃止されたことにより削除
	239	削除	239	ジクロブトラゾール	
235	240	ジクロフルアニド	240	ジクロフルアニド	
236	241	シクロプロトリン	241	シクロプロトリン	
237	242	ジクロベニル	242	ジクロベニル	
238	243	ジクロホップメチル	243	ジクロホップメチル	
239	244	ジクロラン	244	ジクロラン	
240	245	ジクロルブロップ	245	ジクロルブロップ	
241	246	ジクロルボス及びナレド	246	ジクロルボス及びナレド	
242	247	ジクロルミド	247	ジクロルミド	
243	248	ジクロロン	248	ジクロロン	
244	249	ジクワット	249	ジクワット	
245	250	ジコホール	250	ジコホール	
246	251	ジシクラニル	251	ジシクラニル	
247	252	ジスルホトン	252	ジスルホトン	
248	253	ジチアノン	253	ジチアノン	
249	254	ジチオカルバメート	254	ジチオカルバメート	
250	255	ジチオピル	255	ジチオピル	
251	256	ジニトルミド	256	ジニトルミド	
252	257	ジニドシエチル	257	ジニドシエチル	
253	258	ジノカップ	258	ジノカップ	
254	259	ジノスルフロン	259	ジノスルフロン	
255	260	ジノセブ	260	ジノセブ	
256	261	ジノテフラン	261	ジノテフラン	
257	262	ジノテルブ	262	ジノテルブ	
258	263	シハロトリン	263	シハロトリン	
259	264	ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン(和として)	264	ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン(和として)	
260	265	ジフェナミド	265	ジフェナミド	
261	266	ジフェニル	266	ジフェニル	
262	267	ジフェニルアミン	267	ジフェニルアミン	
263	268	ジフェノコナゾール	268	ジフェノコナゾール	
264	269	ジフェンゾート	269	ジフェンゾート	
265	270	ジブチルサクシネート	270	ジブチルサクシネート	
266	271	ジブチルヒドロキシトルエン	271	ジブチルヒドロキシトルエン	
267	272	シフルトリン	272	シフルトリン	
268	273	シフルフェナミド	273	シフルフェナミド	
269	274	シフルフェニカン	274	シフルフェニカン	
270	275	シフルフェンゾピル	275	シフルフェンゾピル	
271	276	シフルベンスロン	276	シフルベンスロン	
272	277	ジプロキサシン	277	ジプロキサシン	
273	278	シプロコナゾール	278	シプロコナゾール	
274	279	シプロジニル	279	シプロジニル	
275	280	シベルメトリン	280	シベルメトリン	
276	281	ジベレリン	281	ジベレリン	
277	282	脂肪酸アルコールエトキシレート	282	脂肪酸アルコールエトキシレート	
278	283	シマジン	283	シマジン	
279	284	ジミナゼン	284	ジミナゼン	
280	285	シメコナゾール	285	シメコナゾール	
281	286	ジメタメトリン	286	ジメタメトリン	
282	287	ジメチピン	287	ジメチピン	
283	288	ジメチリモール	288	ジメチリモール	
284	289	ジメテナミド	289	ジメテナミド	
285	290	ジメトエート	290	ジメトエート	
286	291	ジメトモルフ	291	ジメトモルフ	
287	292	ジメピペレート	292	ジメピペレート	
288	293	シモキサニル	293	シモキサニル	
289	294	臭素(臭化メチル)	294	臭素(臭化メチル)	
290	295	ジョサマイシン	295	ジョサマイシン	

連番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
291	296	シラフルオフェン	296	シラフルオフェン	
292	297	シロマジン	297	シロマジン	
293	298	スピノサド	298	スピノサド	
294	299	スピラマイシン	299	スピラマイシン	
295	300	スピロキサミン	300	スピロキサミン	
296	301	スピロジクロフェン	301	スピロジクロフェン	
297	302	スペクチノマイシン	302	スペクチノマイシン	
298	303	スルファエトキシピリダジン	303	スルファエトキシピリダジン	
299	304	スルファキノキサリン	304	スルファキノキサリン	
300	305	スルファグアニジン	305	スルファグアニジン	
301	306	スルファクロルピリダジン	306	スルファクロルピリダジン	
302	307	スルファジアジン	307	スルファジアジン	
303	308	スルファジミジン	308	スルファジミジン	
304	309	スルファジメトキシシ	309	スルファジメトキシシ	
305	310	スルファセタミド	310	スルファセタミド	
306	311	スルファチアゾール	311	スルファチアゾール	
307	312	スルファドキシシ	312	スルファドキシシ	
308	313	スルファトロキサゾール	313	スルファトロキサゾール	
309	314	スルファニトラン	314	スルファニトラン	
310	315	スルファニルアミド	315	スルファニルアミド	
311	316	スルファピリジン	316	スルファピリジン	
312	317	スルファプロモメタジンナトリウム	317	スルファプロモメタジンナトリウム	
313	318	スルファベンズアミド	318	スルファベンズアミド	
314	319	スルファメトキサゾール	319	スルファメトキサゾール	
315	320	スルファメトキシピリダジン	320	スルファメトキシピリダジン	
316	321	スルファメラジン	321	スルファメラジン	
317	322	スルファモイルダブソ	322	スルファモイルダブソ	
318	323	スルファモノトキシシ	323	スルファモノトキシシ	
319	324	スルフィンゾール	324	スルフィンゾール	
320	325	スルフェントラソ	325	スルフェントラソ	
321	326	スルプロホス	326	スルプロホス	
322	327	スルホスルフロ	327	スルホスルフロ	
323	328	セデカマイシン	328	セデカマイシン	
324	329	セトキシジム	329	セトキシジム	
325	330	セファセトリル	330	セファセトリル	
326	331	セファゾリン	331	セファゾリン	
327	332	セファピリン	332	セファピリン	
328	333	セファレキシシ	333	セファレキシシ	
329	334	セファロニウム	334	セファロニウム	
330	335	セフォペラソ	335	セフォペラソ	
331	336	セフキノム	336	セフキノム	
332	337	セフチオフル	337	セフチオフル	
333	338	セフロキシム	338	セフロキシム	
334	339	ゼラノール	339	ゼラノール	
335	340	ゼンデュラマイシン	340	ゼンデュラマイシン	
336	341	ゾキサミド	341	ゾキサミド	
337	342	ターバシル	342	ターバシル	
338	343	ダイアジソ	343	ダイアジソ	
339	344	ダイアレート	344	ダイアレート	
340	345	タイロシ	345	タイロシ	
341	346	ダノフロキサシ	346	ダノフロキサシ	
342	347	チアクロプリド	347	チアクロプリド	
343	348	チアジニル	348	チアジニル	
344	349	チアソピル	349	チアソピル	
345	350	チアベンダゾール	350	チアベンダゾール	
346	351	チアムリン	351	チアムリン	
347	352	チアメキサム	352	チアメキサム	
348	353	チアンフェニコール	353	チアンフェニコール	
349	354	チオプロニ	354	チオプロニ	
350	355	チオベンカルブ	355	チオベンカルブ	
351	356	チオメソ	356	チオメソ	
352	357	チジアズロ	357	チジアズロ	
353	358	チフェンスルフロ	358	チフェンスルフロ	
354	359	チフェンスルフロメチル	359	チフェンスルフロメチル	
355	360	チルミコシ	360	チルミコシ	
356	361	ティルドリン及びアルドリン	361	ティルドリン及びアルドリン	
357	362	デキサメタソ	362	デキサメタソ	
358	363	デクナゼ	363	デクナゼ	
359	364	デコキネート	364	デコキネート	
360	365	デストマイシンA	365	デストマイシンA	
361	366	デスメディファム	366	デスメディファム	
362	367	デトラクロルピホス	367	デトラクロルピホス	
363	368	デトラコナゾール	368	デトラコナゾール	
364	369	デトラジホ	369	デトラジホ	
365	370	デブコナゾール	370	デブコナゾール	
366	371	デブチウロ	371	デブチウロ	
367	372	デブフェバジド	372	デブフェバジド	

連番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
368	373	テブフェンピラド	373	テブフェンピラド	
369	374	テブラロキシジム	374	テブラロキシジム	
370	375	テフルトリン	375	テフルトリン	
371	376	テフルペンズロン	376	テフルペンズロン	
372	377	デメトン-S-メチル	377	デメトン-S-メチル	
373	378	テメホス	378	テメホス	
374	379	デルタメトリン及びトラロメトリン	379	デルタメトリン及びトラロメトリン	
375	380	テルデガマイシン	380	テルデガマイシン	
376	381	テルプトリン	381	テルプトリン	
377	382	テルブホス	382	テルブホス	
378	383	ドキシサイクリン	383	ドキシサイクリン	
379	384	ドジン	384	ドジン	
380	385	ドラメクテン	385	ドラメクテン	
381	386	トラルコキシジム	386	トラルコキシジム	
382	387	トリアジメノール	387	トリアジメノール	
383	388	トリアジメホス	388	トリアジメホス	
384	389	トリアスルフロソ	389	トリアスルフロソ	
385	390	トリアソホス	390	トリアソホス	
386	391	トリアレート	391	トリアレート	
387	392	トリクラベンダゾール	392	トリクラベンダゾール	
388	393	トリクロピル	393	トリクロピル	
389	394	トリクロロホソ	394	トリクロロホソ	
390	395	トリクロロ酢酸ナトリウム塩	395	トリクロロ酢酸ナトリウム塩	
391	396	トリチコナゾール	396	トリチコナゾール	
392	397	トリデモルフ	397	トリデモルフ	
393	398	トリネキサバックエチル	398	トリネキサバックエチル	
394	399	トリブホス	399	トリブホス	
395	400	トリフルスルフロソメチル	400	トリフルスルフロソメチル	
396	401	トリフルミゾール	401	トリフルミゾール	
397	402	トリフルムロン	402	トリフルムロン	
398	403	トリフルラリン	403	トリフルラリン	
399	404	トリフロキシストロピン	404	トリフロキシストロピン	
400	405	トリフロキシスルフロソ	405	トリフロキシスルフロソ	
401	406	トリプロムサラソ	406	トリプロムサラソ	
402	407	トリベヌロンメチル	407	トリベヌロンメチル	
403	408	トリベレナミン	408	トリベレナミン	
404	409	トリホリン	409	トリホリン	
	410	削除	410	削除	
405	411	トリメプリム	411	トリメプリム	
406	412	トリルフルアニド	412	トリルフルアニド	
407	413	トルトラズリル	413	トルトラズリル	
408	414	トルフェナム酸	414	トルフェナム酸	
409	415	ナイカルバジン	415	ナイカルバジン	
410	416	ナナフロシン	416	ナナフロシン	
411	417	ナフシリソ	417	ナフシリソ	
412	418	ナフタラム	418	ナフタラム	
413	419	ナフタロホス	419	ナフタロホス	
414	420	ナプロアニド	420	ナプロアニド	
415	421	ナプロバミド	421	ナプロバミド	
416	422	ナラシン	422	ナラシン	
417	423	ナリジクス酸	423	ナリジクス酸	
418	424	ニ塩化エチレン	424	ニ塩化エチレン	
419	425	ニコスルフロソ	425	ニコスルフロソ	
420	426	ニコチン	426	ニコチン	
421	427	ニ臭化エチレン	427	ニ臭化エチレン	
422	428	ニタルソソ	428	ニタルソソ	
423	429	ニテンピラム	429	ニテンピラム	
424	430	ニトラピリン	430	ニトラピリン	
425	431	ニトロキシニル	431	ニトロキシニル	
426	432	ニトロタールインプロピル	432	ニトロタールインプロピル	
427	433	ニフルステレン酸ナトリウム	433	ニフルステレン酸ナトリウム	
428	434	ネオマイシン	434	ネオマイシン	
429	435	ネクイネート	435	ネクイネート	
430	436	バシヘブタイド	436	バシヘブタイド	
431	437	ノバルロン	437	ノバルロン	
432	438	ノボピオシン	438	ノボピオシン	
433	439	ノルジェストメット	439	ノルジェストメット	
434	440	ノルフルラソソ	440	ノルフルラソソ	
435	441	ノルフロキサソソ	441	ノルフロキサソソ	
436	442	バージニアマイシン	442	バージニアマイシン	
437	443	バーバソソ	443	バーバソソ	
438	444	バクイノレート	444	バクイノレート	
439	445	バクイロプリム	445	バクイロプリム	
440	446	バクロプロラソソール	446	バクロプロラソソール	
441	447	バシトラソソ	447	バシトラソソ	
442	448	バミドチオン	448	バミドチオン	
443	449	バラコート	449	バラコート	

通番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
444	450	パラチオン	450	パラチオン	
445	451	パラチオンメチル	451	パラチオンメチル	
446	452	バリダマイシン	452	バリダマイシン	
447	453	バルネムリン	453	バルネムリン	
448	454	ハルフェンブロックス	454	ハルフェンブロックス	
449	455	バルペンダゾール	455	バルペンダゾール	
450	456	ハロキシホップ	456	ハロキシホップ	
451	457	ハロクソン	457	ハロクソン	
452	458	ハロスルフロンメチル	458	ハロスルフロンメチル	
453	459	ハロフジノン	459	ハロフジノン	
454	460	ハロモマイシン	460	ハロモマイシン	
455	461	ピアラホス	461	ピアラホス	
456	462	ピオレスメリン	462	ピオレスメリン	
457	463	ピクロラム	463	ピクロラム	
458	464	ピコザマイシン	464	ピコザマイシン	
459	465	ピコリナフェン	465	ピコリナフェン	
460	466	ピチオノール	466	ピチオノール	
461	467	ピテルタノール	467	ピテルタノール	
462	468	ヒドラメチルノン	468	ヒドラメチルノン	
463	469	ヒドロキシニルフェニル硫酸銅(Ⅱ) ニルフェノールスルホン酸銅に改	469	ヒドロキシニルフェニル硫酸銅	
464	470	ヒドロコルチゾン	470	ヒドロコルチゾン	
465	471	ピノキサデン	471	ピノキサデン	
466	472	ピフェナゼート	472	ピフェナゼート	
467	473	ピフェントリン	473	ピフェントリン	
468	474	ピベラジン	474	ピベラジン	
469	475	ピベロニルプロキシド	475	ピベロニルプロキシド	
470	476	ピベロホス	476	ピベロホス	
471	477	ヒメキサゾール	477	ヒメキサゾール	
472	478	ピメロジン	478	ピメロジン	
473	479	ピラクロストロピン	479	ピラクロストロピン	
474	480	ピラクロホス	480	ピラクロホス	
475	481	ピラゾスルフロンエチル	481	ピラゾスルフロンエチル	
476	482	ピラゾホス	482	ピラゾホス	
477	483	ピラゾリネート	483	ピラゾリネート	
478	484	ピラフルフェンエチル	484	ピラフルフェンエチル	
479	485	ピラントル	485	ピラントル	
480	486	ピリダフェンチオン	486	ピリダフェンチオン	
481	487	ピリダベン	487	ピリダベン	
482	488	ピリチオバックナトリウム塩	488	ピリチオバックナトリウム塩	
483	489	ピリデート	489	ピリデート	
484	490	ピリフタリド	490	ピリフタリド	
485	491	ピリプロキシフェン	491	ピリプロキシフェン	
486	492	ピリミカルブ	492	ピリミカルブ	
487	493	ピリミジフェン	493	ピリミジフェン	
488	494	ピリミホスメチル	494	ピリミホスメチル	
489	495	ピリメタニル	495	ピリメタニル	
490	496	ピリメタミン	496	ピリメタミン	
491	497	ピレトリン	497	ピレトリン	
492	498	ピロキロン	498	ピロキロン	
493	499	ピンクロソリン	499	ピンクロソリン	
494	500	ピンドン	500	ピンドン	
495	501	ファミフル	501	ファミフル	
496	502	ファミキサドン	502	ファミキサドン	
497	503	フィプロニル	503	フィプロニル	
498	504	フェナミホス	504	フェナミホス	
499	505	フェナリモル	505	フェナリモル	
500	506	フェニトロチオン	506	フェニトロチオン	
501	507	フェノキサプロップエチル	507	フェノキサプロップエチル	
502	508	フェノキシカルブ	508	フェノキシカルブ	
503	509	フェノキシメチルベニシリン	509	フェノキシメチルベニシリン	
504	510	フェノチオカルブ	510	フェノチオカルブ	
505	511	フェトリン	511	フェトリン	
506	512	フェノプロカルブ	512	フェノプロカルブ	
507	513	フェリムゾン	513	フェリムゾン	
508	514	フェンアミドン	514	フェンアミドン	
509	515	フェンクロルホス	515	フェンクロルホス	
510	516	フェンチオン	516	フェンチオン	
511	517	フェンチン	517	フェンチン	
512	518	フェントエート	518	フェントエート	
513	519	フェンバレレート	519	フェンバレレート	
514	520	フェンピロキシメート	520	フェンピロキシメート	
515	521	フェンプロナゾール	521	フェンプロナゾール	
516	522	フェンプロスタレン	522	フェンプロスタレン	
517	523	フェンプロバトリン	523	フェンプロバトリン	
518	524	フェンプロピモルフ	524	フェンプロピモルフ	
519	525	フェンヘキサミド	525	フェンヘキサミド	

連番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
520	526	フェンメチアム	526	フェンメチアム	
	527	削除	527	削除	
521	528	フサライド	528	フサライド	
522	529	ブタフェナシル	529	ブタフェナシル	
523	530	ブタミホス	530	ブタミホス	
524	531	ブチルヒドロキシアニソール	531	ブチルヒドロキシアニソール	
525	532	フッヒスルフリル	532	フッヒスルフリル	
526	533	ブトロキシジム	533	ブトロキシジム	
527	534	ブドリメート	534	ブドリメート	
528	535	ブプロフェジン	535	ブプロフェジン	
529	536	フマル酸オキシポコナゾール(オキ スポコナゾールフマル酸塩に改名)	536	フマル酸オキシポコナゾール	
530	537	フラザスルフロソ	537	フラザスルフロソ	
531	538	ブラジクアンテル	538	ブラジクアンテル	
532	539	フラチオカルブ	539	フラチオカルブ	
533	540	フラボフォスフォリボール	540	フラボフォスフォリボール	
534	541	フラムプロップメチル	541	フラムプロップメチル	
535	542	プリフィニウム	542	プリフィニウム	
536	543	プリミスルフロソメチル	543	プリミスルフロソメチル	
537	544	フリラゾール	544	フリラゾール	
538	545	フルアクリピリム	545	フルアクリピリム	
539	546	フルアジナム	546	フルアジナム	
540	547	フルアジホップ	547	フルアジホップ	
541	548	フルアズロン	548	フルアズロン	
542	549	フルオメツロン	549	フルオメツロン	
543	550	フルオルイミド	550	フルオルイミド	
544	551	フルカルバゾンナトリウム塩	551	フルカルバゾンナトリウム塩	
545	552	フルキンコナゾール	552	フルキンコナゾール	
546	553	フルジオキシニル	553	フルジオキシニル	
547	554	フルシトリネート	554	フルシトリネート	
548	555	フルシラゾール	555	フルシラゾール	
549	556	フルスルファミド	556	フルスルファミド	
550	557	フルチアセツメチル	557	フルチアセツメチル	
551	558	フルトラニル	558	フルトラニル	
552	559	フルトリアホール	559	フルトリアホール	
553	560	フルニキシソ	560	フルニキシソ	
554	561	フルバリネート	561	フルバリネート	
555	562	フルフェナセツ	562	フルフェナセツ	
556	563	フルフェノクスロン	563	フルフェノクスロン	
557	564	フルフェンデルエチル	564	フルフェンデルエチル	
558	565	フルプロバネート	565	フルプロバネート	
559	566	フルベンダゾール	566	フルベンダゾール	
560	567	フルミオキサジン	567	フルミオキサジン	
561	568	フルミクロラックベンチル	568	フルミクロラックベンチル	
562	569	フルメキン	569	フルメキン	
563	570	フルメツラム	570	フルメツラム	
564	571	フルメリン	571	フルメリン	
565	572	フルリドン	572	フルリドン	
566	573	フルロキシピル	573	フルロキシピル	
567	574	フルドニゾロン	574	フルドニゾロン	
568	575	フルクロラス	575	フルクロラス	
569	576	フルシミドン	576	フルシミドン	
570	577	フルスルフロソ	577	フルスルフロソ	
571	578	フルチソラム	578	フルチソラム	
572	579	フルチイファコウム	579	フルチイファコウム	
573	580	フルバキサホップ	580	フルバキサホップ	
574	581	フルバクロー	581	フルバクロー	
575	582	フルバジン	582	フルバジン	
576	583	フルバニル	583	フルバニル	
577	584	フルバホス	584	フルバホス	
578	585	フルバモカルブ	585	フルバモカルブ	
579	586	フルバルギツ	586	フルバルギツ	
580	587	フルビコナゾール	587	フルビコナゾール	
581	588	フルビザミド	588	フルビザミド	
582	589	フルフェノホス	589	フルフェノホス	
583	590	フルヘキサジンカルシウム塩	590	フルヘキサジンカルシウム塩	
584	591	フルベタンホス	591	フルベタンホス	
585	592	フルベナゾール	592	フルベナゾール	
586	593	フルボキシカルバゾン	593	フルボキシカルバゾン	
587	594	フルボキスル(フルボクスル)	594	フルボキスル(フルボクスル)	
588	595	フルマシル	595	フルマシル	
589	596	フルムフェノホス	596	フルムフェノホス	
	597	削除	597	フルメカルブ	参考とした基準が廃止されたことにより削除
590	598	フルメリン	598	フルメリン	
591	599	フルモキシニル	599	フルモキシニル	
592	600	フルモクロロメタン	600	フルモクロロメタン	
593	601	フルモブチド	601	フルモブチド	

連番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
594	602	プロモプロピレート	602	プロモプロピレート	
595	603	プロモホス	603	プロモホス	
596	604	プロモホスエチル	604	プロモホスエチル	
597	605	フロラスラム	605	フロラスラム	
598	606	フロルフェニコール	606	フロルフェニコール	
599	607	ヘキサクロロベンゼン	607	ヘキサクロロベンゼン	
600	608	ヘキサコナゾール	608	ヘキサコナゾール	
601	609	ヘキサジノン	609	ヘキサジノン	
602	610	ヘキサフルムロン	610	ヘキサフルムロン	
603	611	ヘキシチアソックス	611	ヘキシチアソックス	
604	612	ベダプロフェン	612	ベダプロフェン	
605	613	ベタメタゾン	613	ベタメタゾン	
606	614	ベナラキシル	614	ベナラキシル	
607	615	ベノキサコール	615	ベノキサコール	
608	616	ベノキススラム	616	ベノキススラム	
609	617	ヘプタクロル	617	ヘプタクロル	
610	618	ペブレート	618	ペブレート	
611	619	ベルメリン	619	ベルメリン	
612	620	ベンコナゾール	620	ベンコナゾール	
613	621	ベンシクロン	621	ベンシクロン	
614	622	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	622	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	
615	623	ベンジルベニシリン	623	ベンジルベニシリン	
616	624	ベンスリド	624	ベンスリド	
617	625	ベンスルフロンメチル	625	ベンスルフロンメチル	
618	626	ベンゾカイン	626	ベンゾカイン	
619	627	ベンゾピシクロン	627	ベンゾピシクロン	
620	628	ベンゾフェナップ	628	ベンゾフェナップ	
621	629	ベンダイオカルブ	629	ベンダイオカルブ	
622	630	ベンタノン	630	ベンタノン	
623	631	ベンディメタリン	631	ベンディメタリン	
624	632	ベンツラカルブ	632	ベンツラカルブ	
625	633	ベンフルラリン	633	ベンフルラリン	
626	634	ホキシム	634	ホキシム	
627	635	ホサロン	635	ホサロン	
628	636	ホスカリド	636	ホスカリド	
629	637	ホスチアゼート	637	ホスチアゼート	
630	638	ホスファミドン	638	ホスファミドン	
631	639	ホスホマイシン	639	ホスホマイシン	
632	640	ホスメット	640	ホスメット	
633	641	ホセチル	641	ホセチル	
634	642	ホメサフェン	642	ホメサフェン	
635	643	ホラムスルフロン	643	ホラムスルフロン	
636	644	ポリオキシシン	644	ポリオキシシン	
637	645	ポリミキシンB	645	ポリミキシンB	
638	646	ホルクロルフェニユロン	646	ホルクロルフェニユロン	
639	647	ホルベット	647	ホルベット	
640	648	ホルモチオン	648	ホルモチオン	
641	649	ホレート	649	ホレート	
642	650	マデュラマイシン	650	マデュラマイシン	
643	651	マホブラジン	651	マホブラジン	
644	652	マラチオン	652	マラチオン	
645	653	マルボフロキサシン	653	マルボフロキサシン	
646	654	マレイン酸ヒドラジド	654	マレイン酸ヒドラジド	
647	655	ミクロブタニル	655	ミクロブタニル	
648	656	ミルネブ	656	ミルネブ	
649	657	ミルベメクチン	657	ミルベメクチン	
650	658	ミロキサシン	658	ミロキサシン	
651	659	ミロサマイシン	659	ミロサマイシン	
652	660	メカルバム	660	メカルバム	
653	661	メコプロップ	661	メコプロップ	
654	662	メリナム	662	メリナム	
655	663	メソスルフロンメチル	663	メソスルフロンメチル	
656	664	メトリオン	664	メトリオン	
657	665	メソミル及びチオジカルブ	665	メソミル及びチオジカルブ	
658	666	メタアルデヒド	666	メタアルデヒド	
659	667	メタクリホス	667	メタクリホス	
660	668	メタゾール	668	メタゾール	
661	669	メタベンズチアズロン	669	メタベンズチアズロン	
662	670	メタミドホス	670	メタミドホス	
663	671	メタミトロン	671	メタミトロン	
664	672	メタラキシル及びメフェノキサム	672	メタラキシル及びメフェノキサム	
665	673	メチオカルブ	673	メチオカルブ	
666	674	メチダチオン	674	メチダチオン	
667	675	メチルイソチオシアネート、ダソメット及びメタム	675	メチルイソチオシアネート、ダソメット及びメタム	
668	676	メチルブレドニソロン	676	メチルブレドニソロン	

運番号	答案案		減算案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
669	677	メチルベンゾクエート	677	メチルベンゾクエート	
670	678	メキシクロール	678	メキシクロール	
671	679	メキシフェノジド	679	メキシフェノジド	
672	680	メクロプロラミド	680	メクロプロラミド	
673	681	メスラム	681	メスラム	
674	682	メスルフロンメチル	682	メスルフロンメチル	
675	683	メブレン	683	メブレン	
676	684	メミノストロピン	684	メミノストロピン	
677	685	メラクロール	685	メラクロール	
678	686	メトリブジン	686	メトリブジン	
679	687	メニピリム	687	メニピリム	
680	688	メピコートクロリド	688	メピコートクロリド	
681	689	メビンホス	689	メビンホス	
682	690	メフェンビルジエチル	690	メフェンビルジエチル	
683	691	メベンダゾール	691	メベンダゾール	
684	692	メロキシカム	692	メロキシカム	
685	693	メンプトン	693	メンプトン	
686	694	モキシデクテン	694	モキシデクテン	
687	695	モネンジン	695	モネンジン	
688	696	モノクロトホス	696	モノクロトホス	
689	697	モノリニユロン	697	モノリニユロン	
690	698	モランテル	698	モランテル	
691	699	ライドロマイシン	699	ライドロマイシン	
692	700	ラクトフェン	700	ラクトフェン	
693	701	ラサロシド	701	ラサロシド	
694	702	ラフォキサニド	702	ラフォキサニド	
695	703	リニユロン	703	リニユロン	
696	704	リファキシミン	704	リファキシミン	
697	705	リムスルフロン	705	リムスルフロン	
698	706	リン化カルボニル	706	リン化カルボニル	
699	707	リン化水素	707	リン化水素	
700	708	リンコマイシン	708	リンコマイシン	
701	709	リンデン(γ-BHC)	709	リンデン(γ-BHC)	
702	710	ルフェスロン	710	ルフェスロン	
703	711	レスメリン	711	レスメリン	
704	712	レバミゾール	712	レバミゾール	
705	713	ロキササルゾン	713	ロキササルゾン	
706	714	ロベニジン	714	ロベニジン	
707	715	ワルファリン	715	ワルファリン	
708	追加1	2,6-ジイソプロピルナフタレン			基準の存在確認による追加
709	追加2	N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド			基準の存在確認による追加
710	追加3	アミピラリド			基準の存在確認による追加
711	追加4	スピロメシフェン			基準の存在確認による追加
712	追加5	ツラスロマイシン			基準の存在確認による追加
713	不検出	2,4,5-T	不検出	2,4,5-T	
714	不検出	アミトロール	不検出	アミトロール	
715	不検出	カブタホール	不検出	カブタホール	
716	不検出	カルバドックス(キノキサリン-2-カルボン酸を含む)	不検出	カルバドックス(キノキサリン-2-カルボン酸を含む)	
717	不検出	クマホス	不検出	クマホス	
718	不検出	クロラムフェニコール	不検出	クロラムフェニコール	
719	不検出	クロルプロマジン	不検出	クロルプロマジン	
720	不検出	ジエチルスチルベストロール(DES)	不検出	ジエチルスチルベストロール(DES)	
721	不検出	シヘキサチン及びアゾシクロチン	不検出	シヘキサチン及びアゾシクロチン	
722	不検出	ジメトリアゾール	不検出	ジメトリアゾール	
723	不検出	ダミノジット	不検出	ダミノジット	
724	不検出	ニトロフラン類	不検出	ニトロフラン類	
725	不検出	プロファム	不検出	プロファム	
726	不検出	メロニダゾール	不検出	メロニダゾール	
727	不検出	ロニダゾール	不検出	ロニダゾール	
728	ミネ水のみ	クロロトルロン	ミネ水のみ	クロロトルロン	
729	ミネ水のみ	1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン	ミネ水のみ	1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン	
730	ミネ水のみ	1,2-ジプロモエタン	ミネ水のみ	1,2-ジプロモエタン	
731	ミネ水のみ	1,2-ジクロロプロパン	ミネ水のみ	1,2-ジクロロプロパン	
732	ミネ水のみ	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	ミネ水のみ	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	
733	ミネ水のみ	フェノプロップ	ミネ水のみ	フェノプロップ	
734	ミネ水のみ	イソプロツロン	ミネ水のみ	イソプロツロン	
735	ミネ水のみ	ベンタクロロフェノール	ミネ水のみ	ベンタクロロフェノール	
736	ミネ水のみ	テルブチラジン	ミネ水のみ	テルブチラジン	
737	現18	カンタキサンチン	現18	カンタキサンチン	分析上の見地から暫定基準を設定
738	現02	DCP	現02	DCP	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
739	現09	エチオフェンカルブ	現09	エチオフェンカルブ	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
740	現13	エトリムホス	現13	エトリムホス	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
741	現20	ジエトフェンカルブ	現20	ジエトフェンカルブ	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
742	現35	トルクロホスメチル	現35	トルクロホスメチル	食品分類の新規独立から暫定基準を設定

連番号	告示案		最終案		理由
	No.	品目名	No.	品目名	
743	現36	トルフェンピラド	現36	トルフェンピラド	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
744	現43	ピリフェノックス	現43	ピリフェノックス	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
745	現54	プロチオホス	現54	プロチオホス	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
746	現59	メプロニル	現59	メプロニル	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
747	現62	レナシル	現62	レナシル	食品分類の新規独立から暫定基準を設定
748	現10	エチプロール	現10	エチプロール	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
749	現14	オキサジクロメホン	現14	オキサジクロメホン	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
750	現17	カルプロバミド	現17	カルプロバミド	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
751	現19	クミルロン	現19	クミルロン	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
752	現23	ジクロメジン	現23	ジクロメジン	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
753	現32	テレフタル酸銅	現32	テレフタル酸銅	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
754	現33	トリクラミド	現33	トリクラミド	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
755	現34	トリシクラゾール	現34	トリシクラゾール	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
756	現42	ピリダリル	現42	ピリダリル	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
757	現52	フラメビル	現52	フラメビル	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定
758	現60	モリネート	現60	モリネート	分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定

平成17年11月

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

厚生労働省食品安全部

I ポジティブリスト制度導入の経緯

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）により、食品に残留する農薬、動物用医薬品又は飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、いわゆるポジティブリスト制度（農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）を導入することとしており、公布の日（平成15年5月30日）から起算して3年（平成18年5月29日）を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

このため、以下の3点につき、遅くとも平成18年5月までに措置することが必要である。

- (1) 一部改正法による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」（以下「一律基準」という。）を定めること。
- (2) 一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」（以下「対象外物質」という。）を定めること。
- (3) 国民の健康の保護を図るとともに、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図るため、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬等の当該食品に残留する量の限度（以下「暫定基準」という。）を定めること。

ポジティブリスト制度の導入に向けて、平成15年6月から薬事・食品衛生審議会等において検討を行ってきており、

平成15年10月、暫定基準(第1次案)を公表した後、

平成16年8月、一律基準(案)、対象外物質(案)及び暫定基準(第2次案)を公表、

平成17年6月、一律基準(案)、対象外物質(案)及び暫定基準(案)の最終案を公表し、国内外からの意見を募集した。

Ⅱ 内閣府食品安全委員会における調査審議

内閣府食品安全委員会において、平成17年4月14日及び同月21日、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第5号の規定に基づき食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関する調査審議が行われ、同月28日、厚生労働大臣に対し、暫定基準を設定する物質の再点検やリスク評価計画の策定など食品の安全性確保に関する観点から留意すべきと考える事項について、意見が提出された。

Ⅲ 最終案の概要

厚生労働省においては、平成15年6月以降検討してきた薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会の審議や内閣府食品安全委員会の意見に基づき必要な検討を行い、今般、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し設定等が必要ない一律基準、対象外物質及び暫定基準について、以下のとおり、最終案を作成した。

1. 一律基準の設定

国内外において使用される農薬等は、その使用に先立ち、毒性などについて一般的に評価が行われており、その評価結果を踏まえ、使用対象作物や使用量などが制限されたり、使用される作物等に対してその使用方法や当該農薬等の食品に残留する量の限度（以下「残留基準」という。）が設定されており、一律基準は、残留基準が定められていない農薬等に対し適用されることとなる。

この一律基準については、①FAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）による香料の評価や米国医薬食品庁（FDA）による間接添加物の評価に際し用いられている『許容される暴露量』や②国内又はFAO/WHO残留農薬専門家会議（JMPR）若しくはJECFAでこれまでに評価された農薬及び動物用医薬品の『許容一日摂取量（ADI）』等を考慮すると、許容量の目安として1.5 μ g/dayを用いることが妥当であると考えられる。

その上で、我が国の国民の食品摂取量を踏まえ、一律基準によって規制される農薬等の摂取量が上記の目安である1.5 μ g/dayを超えることがないように考慮して、一律基準として0.01ppmを定めることとする。平成17年1月、農薬のポジティブリスト制度を導入することとしている欧州連合が一律基準として0.01ppmと決定したことなどからみても、この設定は一定の合理性を有するものと考えられる。

なお、JECFA等によるADIが極めて小さいものや地方公共団体等による監視指導に際し用いられる分析法の定量限界が0.01ppmを超えるものについては、前者には「不検出」という基準を定めるとともに、後者には各分析法の定量限界に相当すると考えられる値を定めることとする。

2. 対象外物質の指定

対象外物質は、一般に使用されている農薬等及びその物質が化学的に変化して生成した物質のうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものが該当する。

対象外物質としては、国内でのこれまでの評価、JECFAやJMPRによる評価、我が国の農薬取締法（昭和23年法律第82号）等における取扱い、JECFA等で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定していると考えられる国や地域における取扱いなどを参考に、以下のいずれかに該当するものを定めることとする。

- (1) 農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物質
- (2) 我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのない物質
- (3) 海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていない物質

3. 暫定基準の設定

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき設定されている農薬等の残留基準は、現在、国際基準であるコーデックス基準や国内で使用が認められている農薬等の登録保留基準などを網羅していないことから、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図るためには、現時点で残留基準が設定されていない農薬等についても、暫定的な基準を定めることが必要である。

暫定基準の設定に当たっては、国民の健康保護を図る観点から、

- (1) 国際基準であるコーデックス基準、
 - (2) 農薬取締法に基づく登録保留基準、薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界等又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料添加物の指定時の定量限界等、
 - (3) JMPRやJECFAにおける科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定していると考えられる国又は地域の基準（具体的には米国、EU、豪、NZ及びカナダの5カ国（地域））、
- を参考にすることとする。

また、遺伝毒性のある発がん物質及び国際機関でADIが設定できないと評価さ

れている農薬等（内閣府食品安全委員会に安全性試験成績等の提出をもって優先的に食品健康影響評価を依頼することとしたものは除く。）については、「不検出」という暫定基準を定めることとする。また、抗生物質及び合成抗菌性物質の取扱い、食品に自然に含まれる物質の取扱い、食品添加物規制との整合性等についても整理することとする。

これらの暫定基準は、食品衛生法第11条第1項に規定する食品の成分に係る規格として、一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項の規定と同時に適用させることとする。

なお、食品衛生法第11条第1項に規定する食品の成分に係る規格として既に定めている残留基準は、原則として改正等を行わないこととする。

ポジティブリスト制度に関する係る、これまでの審議経緯等

- 平成15年 5月 改正食品衛生法公布
- 平成15年 6月 ポジティブリスト制度の導入について審議開始
(薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会・
乳肉水産食品部会合同部会)
- 平成15年 8月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に
おいて審議(以下、「部会審議」という。)
- 平成15年10月 暫定基準(第一次案)を公表、意見募集(3ヶ月間)
- 平成16年 4月 暫定基準(第一次案)への意見を踏まえ、第二次案に向け部会審
議開始
- 平成16年 5月 部会審議
- 平成16年 6月 部会審議
- 平成16年 8月 部会審議
- 平成16年 8月 暫定基準(第二次案)、一律基準値(案)及び対象外物質(案)
を公表、意見募集(3ヶ月間)
- 平成16年12月 部会審議(欧州調査結果について、部会において報告)
- 平成17年 1月 暫定基準(第二次案)等への寄せられた意見を踏まえ、最終案に
向け部会審議開始
- 平成17年 3月 部会審議
- 平成17年 4月 部会審議
内閣府食品安全委員会における調査審議
食品安全委員会から厚生労働大臣に対する意見具申
- 平成17年 5月 部会審議
暫定基準等(最終案)の公表
- 6月 内閣府食品安全委員会における調査審議
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告
(暫定基準等の設定の考え方、暫定基準案等について説明)
- 平成17年 6月 パブリックコメント(2ヶ月間)、WTO通報(9週間)
- 平成17年 9月 部会審議
- 平成17年 9月 部会審議(最終)
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に諮問
- 平成17年10月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議、答申
内閣府食品安全委員会において経過報告
- 11月 内閣府食品安全委員会において調査審議及び報告予定
- 平成17年11月29日予定 厚生労働省告示公布予定(周知期間として約6ヶ月間)

平成18年5月29日(※) ポジティブリスト制度の施行

(※)食品衛生法等の一部を改正する法律の公布日(平成15年5月30日)から起算して3年(平成18年5月29日)を超えない範囲内において政令で定める日